

【諮問第84号】

10川個審第15号

平成10年10月5日

川崎市教育委員会

委員長 布川光明様

川崎市個人情報保護審査会

会長 藤原淳一郎

個人情報訂正請求に対する一部承諾処分に関する不服申立てについて（答申）

平成9年8月4日付け9川教庶第511号の3をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました個人情報訂正請求にかかる不服申立ての審査について、次のとおり答申いたします。

## 1 審査会の結論

不服申立人に係る個人情報の記録の訂正請求に対する一部拒否処分は不当である。

川崎市立小学校（以下「市立小学校」という。）校長が川崎市教育委員会に提出した学校事故に係る災害報告書（以下「本件文書」という。）の中の「応急処置や医療機関への移送など災害発生に対して学校側のとった措置状況（以下「学校側措置状況」という。）」欄中の「出血がみられなかったため」を「出血がみられたが」に訂正すべきである。

## 2 不服申立ての経緯

不服申立人は、平成9年5月2日付けで、川崎市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第17条の規定により、川崎市教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、本件文書の「学校側措置状況」欄中の記載「出血がみられなかったため」を「出血がみられたが」に訂正するように、また「災害発生の状況」欄記載の掃除機の延長管の直径と長さについても訂正するようにとの個人情報の訂正請求を行った。

実施機関は、平成9年5月28日付けで、掃除機の延長管の直径と長さの訂正請求については承諾し、「出血がみられなかったため」の部分の訂正請求（以下「本件請求」という。）については、「請求に係る個人情報の記録は、事故（災害発生）直後の状況としては、誤りがないため。」という理由により承諾することができないとする一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。

不服申立人は、平成9年7月24日付けで、実施機関に対して、「『出血がみられた』ことは事実であり（表皮剥離している、医師も認めている、事故報告書にも出血の記載がある等）、また拒否理由として具体的かつ明確な説明がなく、とうてい本件処分に納得できないので取り消してください。」との理由により、本件処分の取消しを求める不服申立てを行ったものである（当審査会諮問第84号事件）。

## 3 不服申立人の主張要旨

本件請求に係る記録は、「事実の記載の誤りがある」ので、「訂正」を請求する。「出血がみられなかったため」は「誤り」である。

実施機関は、本件文書の「学校側措置状況」欄に「出血がみられなかったため」という記載をしたが、その真偽は別として、それは決して「学校側のとった措置状況」ではない。

実施機関は、「養護教諭が診た時点においては、出血していなかった、と学校側は認識している」と主張するが、養護教諭は医療行為を行う資格はない（市立小学校配布の「ほけんだより」に記載）ので、傷病に対する診断も下すことができない。こういった立場の養護教諭の傷やけがの見方をあたかも事実であるかの如く記載してしまうのは危険であり、個人情報の保護の観点からも問題である。「事故報告書にも出血の記載がある」との箇所は、実施機関が指摘する箇所ではなく、「挫創があった」という部分である。

「挫創がある」ということは、100%出血しているのである。医師にも確認したが、挫創で出血しないということはあり得ない。

また、「『血を流しながら授業をしていた』という友達がいた。」という客観的事実は存在する。実際に目撃した生徒及びその親から、その情報を得ている。

## 4 実施機関の主張要旨

本件文書は、学校側が日本体育・学校健康センター（以下「センター」という。）による災害共済給付の支払

請求書の添付書類として作成したものである。本件請求に係る個人情報の記録は、事故発生直後学校がどのような措置を行ったかを記載したものであり、事故発生直後に養護教諭が不服申立人を診た時点においては、出血していなかった、と学校側は認識している。

不服申立人は、「表皮剥離している、医師も認めている、事故報告書にも出血の記載がある」ことを理由に、事故当日に出血していたことは事実である、と主張しているが、事故発生3日後の診察に基づく判断である、文書として存在していない、当該記載とは「『血を流しながら授業をしていた』という友達がいた。」との箇所と思われるが、それは、不服申立人の発言を記載したものであり、客観的事実として記載したものでなく、そのような事実は存在しなかったことを確認している。

以上のとおり、「出血がみられなかったため」との記載について「誤り」があるとは言えず、条例14条の「事実の記載の誤りがあるとき」という請求要件を満たさない。

## 5 審査会の判断

条例第14条は、届出業務に係る本人の個人情報の記録について事実の記載の誤りがあるときは、当該個人情報の記録の訂正を請求することができるとしている。

ここに「事実」とは、個人の身上事項をはじめとし、個別の事実について客観的に判断できる事項をいい、「誤りがある」とは、事実と個人情報の記録に記載されている情報との間に不一致があり、記載されている情報が、個別の事実記録として誤っていることをいう。

本件対象文書は、学校がセンターに提出した災害共済給付の支払請求書の添付書類として作成された災害報告書である。

不服申立人の請求は、本件対象文書における「学校側措置状況」欄中の「出血がみられなかったため」という記載を「出血がみられたが」に訂正を求めるものであるが、この記載は、挫創という疾病の状況に照らすと、実施機関の主張する事故直後の状況としても、出血がみられたと判断するのが合理的であると考えられるので、不服申立人の請求には理由があると思料し、「出血がみられなかったため」という記載を「出血がみられたが」に訂正するのが妥当と判断する。